

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第67条第2項	破碎業の更新の許可	廃棄物対策課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項に掲げられている事項。
- (2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第87号）第62条に掲げられている事項。

2 標準処理期間は、80日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。